

○学校法人明治薬科大学役員等報酬規程

制定 令和2年3月25日
改正 令和6年6月12日
令和7年3月24日
令和7年6月20日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明治薬科大学（以下「法人」という。）の寄附行為第64条の規定に基づく役員等の報酬及び評議員・顧問の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事・監事・評議員・顧問・法人アドバイザーをいう。
- (3) 評議員とは、寄附行為第38条により選任された者をいう。
- (4) 顧問とは、寄附行為施行規則第69条により定める者をいう。
- (5) 報酬とは、役員等の報酬と、評議員・顧問の報酬、退任慰労金、特別報酬その他旅費などの必要経費として職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員・顧問に対しては、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 役員 月額報酬、特別報酬及び退任慰労金
- (2) 評議員 会議報酬、特別報酬及び退任慰労金
- (3) 顧問 月額報酬、特別報酬及び退任慰労金
- (4) 評議員兼顧問 月額報酬又は会議報酬、特別報酬及び退任慰労金

ただし、評議員兼顧問には通常月額報酬を支給し、出席した会議等の回数により計算された会議報酬が、月額報酬を上回った場合は、会議報酬を支給するものとする。

- 2 自宅から本学までの通勤交通費を国が定める非課税枠の範囲内で支給し、非課税枠を超えるものについては自己負担とする。
- 3 役員等が職務執行にあたり、前泊又は後泊を必要とする場合には、学校法人明治薬科大学役員等国内旅費規程により、経費として宿泊料を支給することができる。
- 4 賞与は支給しないものとする。
- 5 特別報酬については経営上顕著な功績があった場合、理事会の議を経て、理事長が支給することができる。
- 6 第1項各号に定める役職を兼務する場合は、いずれか有利な報酬を支給するものとする。

(報酬の額の算定方法)

第4条 役員等の月額報酬は、別表第1の理事報酬表、別表第2の監事報酬表のとおりとし、

各役員の月額報酬は理事報酬表、監事報酬表から、理事会において決定する。ただし、学長理事及び学内理事の月額報酬は、別表第3の学長理事・学内理事報酬表のとおりとする。

- 2 評議員の会議報酬は、別表第4の評議員報酬表のとおりとする。なお、評議員会議長及び副議長はそれぞれ1回の会議に対して議長手当として6,000円、副議長手当として3,000円をそれぞれ加算して支給することができる。
- 3 顧問の月額報酬は、別表第5の顧問報酬表のとおりとする。
- 4 退任慰労金は、別に定める学校法人明治薬科大学役員・評議員・顧問退任慰労金規程により支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬の支給の時期は、次の各号による報酬の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 月額報酬

当該月分を当月25日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合又は金融機関が休業日の場合は、その前日)に支払うものとする。

(2) 退任慰労金

任期満了、辞任又は死亡により退任した日から原則として1か月以内

- 2 評議員に対する報酬の支給の時期は、次の各号による報酬の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 会議報酬

評議員会の出席、法人運営のための会議などにあつた月の翌月25日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合又は金融機関が休業日の場合は、その前日)に支払うものとする。

(2) 退任慰労金

任期満了、辞任又は死亡により退任した日から原則として1か月以内

- 3 顧問に対する報酬の支給の時期は、次の各号による報酬の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 月額報酬

当該月分を当月25日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合又は金融機関が休業日の場合は、その前日)に支払うものとする。

(2) 退任慰労金

任期満了、辞任又は死亡により退任した日から原則として1か月以内

- 4 報酬は、本人の同意を得て、本人名義の金融機関の口座に振り込みにより支給する。
- 5 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。
- 6 特別報酬を支給する場合は毎年6月に行われる定時評議員会終了後とする。

(費用)

第6条 役員等には、別に定める学校法人明治薬科大学役員等国内旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員の海外出張旅費基準については、別に定める学校法人明治薬科大学役員海外出張

旅費規程により支給する。

- 3 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、理事長が必要であると認めた当該費用を支給する。

(月の中途からの任命等)

第7条 役員及び顧問の月の中途での任命、任期満了、辞任又は死亡により退任した場合は、当該日が属する月から、又は当該月が属する月まで月額報酬を支給する。

- 2 任期満了後同月中に再任した役員及び顧問の月額報酬は1か月分とする。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、私立学校法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 昭和59年4月1日制定の学校法人明治薬科大学役員等報酬規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1〔理事報酬表〕

区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	報酬月額	報酬月額	報酬月額	報酬月額	報酬月額
理事		円	円	円	円	円
	1	510,000	875,000	1,019,000	1,165,000	1,455,000
	2	515,000	880,000	1,024,000	1,170,000	1,460,000
	3	520,000	885,000	1,029,000	1,175,000	1,465,000
	4	525,000	890,000	1,034,000	1,180,000	1,470,000
	5	530,000	895,000	1,039,000	1,185,000	1,475,000
	6	535,000	900,000	1,044,000	1,190,000	1,480,000
	7	540,000	905,000	1,049,000	1,195,000	1,485,000
	8	545,000	910,000	1,054,000	1,200,000	1,490,000
9	550,000	915,000	1,059,000	1,205,000	1,495,000	

	10	555,000	920,000	1,064,000	1,210,000	1,500,000
職位		理事	常務理事	専務理事	副理事長	理事長

別表第2 [監事報酬表]

区分	職務の級	1 級	2 級
	号俸	報酬月額	報酬月額
監事	1	円 450,000	円 850,000
	2	455,000	855,000
	3	460,000	860,000
	4	465,000	865,000
	5	470,000	870,000
	6	475,000	875,000
	7	480,000	880,000
	8	485,000	885,000
	9	490,000	890,000
	10	495,000	895,000
職位		監事	常勤監事

別表第3 [学長理事・学内理事報酬表]

職務等級	1 級	2 級
号俸	月額報酬	月額報酬
1	円 80,000	円 100,000
	学内理事	学長理事

別表第4 [評議員会議報酬表]

職務等級	1 級	2 級
号俸	会議報酬	会議報酬
1	円 20,000	円 30,000
	1 期目評議員	2 期目以降の評議員

別表第5 [顧問報酬表]

職務等級	1 級	2 級
号俸	月額報酬	月額報酬
	円	円

1	30,000	50,000
	顧問	評議員兼顧問